

オーバー75プラン

(選択約款)

平成29年10月1日

武州瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 契約の締結および契約期間	1
5. 使用量の算定	2
6. 料 金	2
7. 単位料金の調整	3
8. 名義の変更	4
9. 契約の変更	4
10. 解 約	4
付 則 本選択約款の実施期日	5
(別表第1) 早収料金の算定方法	6
(別表第2) 1. 適用区分	8
2. 料金表	8

1. 適用

- (1)この選択約款は、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。
- (2)この約款に記載のない事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (2)「消費税率」とは、消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。
- (3)「単位料金」とは、7に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (4)「年度」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。
- (5)「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

4. 契約の締結および契約期間

- (1)この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2)この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。
- (3)契約期間は、(4)に該当する場合を除き、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日(以下「適用開始日」といいます。)から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(スイッチングによる開始を含みます。)以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。
- (4)ガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日(契約が解約された日)の翌日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までとすることがあります。
- (5)契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、この契約期間は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。

(6) (5)に基づき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ①供給条件の説明は、更新後の契約期間を当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
- (7) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款または他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (8) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了前に他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (9) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

5. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、5の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが一般ガス供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、6(1)により算定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を、料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に規定する休日(以下「休日」といいます。)の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。
 - ①口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。
 - ②早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
- (4) 料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り

増したもの(以下「遅取料金」といいます。)を料金としてお支払いいただきます。

(5) 当社は、早取料金および遅取料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、7(2)②により算定した平均原料価格が7(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第2の2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(3)のとおりといたします。

(算式)

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) 7(1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

34,700円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表第1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。

(算式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 \times 0.9608

+ トン当たりLPG平均価格 \times 0.0513

(備考)

トン当たりLNG平均価格およびトン当たりLPG平均価格は、当社の本社および営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

9. 契約の変更

2の規定によりこの選択約款が変更された場合、当社はこの選択約款に基づく契約を変更することができるものいたします。

10. 解 約

(1) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまの申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。ただし、4(7)の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

(2) お客さまに契約違反があった場合には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものいたします。

(3) 10(1)または10(2)の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

付 則

本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成30年1月1日から実施いたします。

(別表第1)

早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあた

っては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

(別表第2)

料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから200立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表B 使用量が200立方メートルを超え、450立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表C 使用量が450立方メートルを超え、750立方メートルまでの場合に適用いたします。
料金表D 使用量が750立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	3,000円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	107.17円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

① 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	4,000円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	102.17円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3)料金表C

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	6,000円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	--------------------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	97.72円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4)料金表D

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	11,000円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	---------------------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	91.06円 (消費税等相当額を含みます)
------------	--------------------------

③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。